

## まちの将来像の話し合い(「地区まちづくりルール」の認定)



### ◆まちづくり活動団体の認定【28条】

地区住民の大多数の支持を得て、まちづくり活動をしている団体は、市長の認定を受けることができます。

### ◆まちづくりルールの策定【31条】

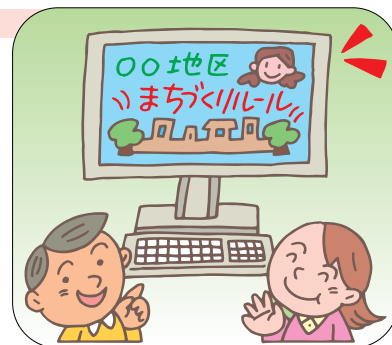
まちづくり活動団体は、開発に関するまちづくりのルールを、地区住民の総意でつくることができます。

### ◆地区まちづくりルールの認定【32条】

まちづくり活動団体は、まちづくりルールを認定するように、市役所に申し出ることができます。

市役所は、そのルールを、専門家の意見を聴いた上で、地区まちづくりルールとして認定します。

認定した地区まちづくりルールは、市役所の窓口やホームページで周知します。また、開発事業者から開発構想が届けられた時に知らせます。



### ◆地区まちづくりルールへの配慮【33条】

開発事業者は、地区まちづくりルールが認定された地区では、そのルールに配慮しなければなりません。

また、市役所は、地区まちづくりルールに配慮していない開発事業者に対して、配慮するよう指導・助言することができます。

### ◆地区計画への要請【34条】

まちづくり活動団体は、地区まちづくりルールをさらに確実なものとするため、地区計画として定めるよう市役所に要請することができます。

市役所は、地区計画に適合するものは、その手続きを行います。

